

平成28年9月6日

平成28年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

平成28年9月6日会議提出議案一覧表

議案第21号	平成28年度鳥羽市一般会計補正予算(第2号)	・・・	別冊
議案第22号	伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について	・・・	1
議案第23号	伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	・・・	2
議案第24号	伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について	・・・	4
議案第25号	平成27年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・	6
認定第1号	平成27年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・	7
認定第2号	平成27年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・	8
報告第3号	平成27年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・	9
報告第4号	平成27年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・	10
報告第5号	平成27年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・	11
報告第6号	平成27年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・	12
報告第7号	一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について	・・・	13
報告第8号	専決処分した事件の報告について (自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)	・・・	14

議案第 22 号

伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について

地方自治法第 288 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって伊勢地域農業共済事務組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

伊勢地域農業共済事務組合を解散し、農業共済事業のより一層の効率化・合理化を目指して、平成 29 年 4 月 1 日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、本提案とするものである。

議案第 23 号

伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
地方自治法第 289 条の規定により、伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴い
別紙のとおり財産を処分することについて、関係地方公共団体と協議するため、
同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分するため、本提案とする
ものである。

別紙

伊勢地域農業共済事務組合の財産の帰属先

項目	数量・面積等	帰属先	備考
有形固定資産 (建物)	218 m ²	三重県農業共済組合	倉庫 (旧事務所)
有形固定資産 (器具備品)	一式	三重県農業共済組合	移動式書架
拠出金 (農林漁業信用基金)	5,495,762 円	三重県農業共済組合	
電話回線	3 回線	三重県農業共済組合	無形固定資産 電話加入権
パーソナルコンピューター	14 台	三重県農業共済組合	デスクトップ ^o
プリンタ複合機	1 台	三重県農業共済組合	コピー機、ファクシミリ
カラープリンタ	1 台	三重県農業共済組合	
デジタルカメラ	5 台	三重県農業共済組合	
携帯電話	5 台	三重県農業共済組合	
動力噴霧器	1 台	三重県農業共済組合	
事務机	13 台	三重県農業共済組合	
保管庫	12 台	三重県農業共済組合	ベース含む
看板	1 基	三重県農業共済組合	御菌総合支所
所有するその他事務物品	一式	三重県農業共済組合	

議案第 24 号

伊勢地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、伊勢地域農業共済事務組合理約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 6 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定により、伊勢地域農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に明記したく、本提案とするものである。

伊勢地域農業共済事務組合同規約の一部を変更する規約

伊勢地域農業共済事務組合同規約（平成 12 年 4 月 1 日三重県指令南志企第 1 - 1 号許可）の一部を次のように変更する。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第 15 条 組合が解散した場合においては、伊勢市が事務を承継する。

附 則

この規約は、三重県知事の許可があった日から施行する。

（参考）

新旧対照表

改正後	改正前
第 1 条～第 14 条 （略） <u>（解散した場合の事務の承継）</u> <u>第 15 条 組合が解散した場合においては、伊勢市が事務を承継する。</u> （規則への委任） <u>第 16 条</u> この規約の施行に必要な事項は、管理者が規則で定める。	第 1 条～第 14 条 （略） （規則への委任） <u>第 15 条</u> この規約の施行に必要な事項は、管理者が規則で定める。

議案第25号

平成27年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成27年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金335,278,488円のうち、35,278,488円を減債積立金に積み立て、300,000,000円を建設改良積立金に積み立てるものとする。

平成28年 9月 6日 提 出

平成28年 月 日

鳥羽市長 木田久圭一

提案理由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

認定第 1 号

平成 27 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度鳥羽市一般会計及び
各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 平成 27 年度鳥羽市一般会計決算
- 2 平成 27 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 平成 27 年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 平成 27 年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 平成 27 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
- 6 平成 27 年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

平成 28 年 9 月 6 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

平成 27 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付した
ので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

認定第 2 号

平成 27 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 6 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

平成 27 年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

報告第3号

平成27年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年 9月 6日 報 告

鳥羽市長 木田久主一

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成27年度算定値	—	—	7.8	80.8
早期健全化基準	14.28	19.28	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

報告第4号

平成27年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成
27年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告
する。

平成28年 9月 6日 報 告

鳥羽市長 木 田 久 主 一

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0

報告第5号

平成27年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成
27年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意
見を付けて報告する。

平成28年 9月 6日 報 告

鳥羽市長 木 田 久 主 一

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道 事業特別会計	—	20.0

報告第6号

平成27年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成
27年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年 9月 6日 報 告

鳥羽市長 木 田 久 主 一

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

報告第7号

一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成28年 9月 6日 報 告

鳥羽市長 木 田 久 主 一